

みえ災害時多言語支援センターの概要

三重県及び三重県国際交流財団は、大規模災害発生時の外国人住民等への支援を円滑に行うため「みえ災害時多言語支援センター」を設置し、登録ボランティアや関係機関との協力により運営します。

1. 設置及び運営主体

三重県 及び 公益財団法人三重県国際交流財団 MIEF

2. 設置場所

みえ県民交流センター内（アスト津3階）

三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課及び公益財団法人三重県国際交流財団 事務局

3. 設置基準

大規模地震等により、県内で甚大な被害や災害が発生し、県が地域防災計画に定める非常体制をとったとき、かつ多数の外国人住民等が被災したことを確認した（予想する）場合。

その他上記以外でも、三重県と三重県国際交流財団の協議により設置を決めた場合。

【参考：三重県が非常体制をとる条件】

- ・県内に「震度5強以上」の地震が発生したとき
- ・大津波警報が発令されたとき
- ・県内に地震または津波により甚大な被害が発生した場合で、知事が必要と認めたとき

4. 業務内容

(1) 外国人住民等に必要な多言語による災害情報等の提供

- ・県、国等が発表する災害情報の多言語による発信
- ・市町が発表する災害情報のうち、広域的に有益な情報の多言語による発信

(2) 外国人住民等からの問合せ・相談への対応

(3) 外国人住民等が避難している避難所運営（通訳・翻訳）への支援

※情報発信、相談、通訳・翻訳対応を行う言語はやさしい日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、ベトナム語の5言語とする。

5. その他

(1) みえ災害時多言語支援センターの設置・運営に関する協定の締結（2013年5月1日）

[協定書 \(PDF : 80KB\)](#)

(2) 災害時多言語支援センター活動のイメージ図

